

感染拡大防止と 文化芸術活動の 両立 支援補助金

【募集案内】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、文化芸術関係者の皆様の活動再開・継続を支援するため、「A. 施設使用料や付帯設備使用料」、「B. 感染拡大防止に必要となる経費」を対象に、補助金を交付します。

対象期間：令和2年10月 1日－令和3年3月31日

受付期間：令和2年10月19日－令和3年2月28日

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

お早めに
申請を！



A 施設使用料等補助

1 概要

施設使用料及び附帯設備使用料の半額(上限40万円/日, 最大5日間・200万円)を補助します。

2 補助対象者

市内の施設において、広く京都市民等に文化・芸術の鑑賞機会を提供する個人又は団体。

3 対象となる事業

以下の全てに当てはまる事業が対象です。

- 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に行うもの。
- 京都市内の公立施設及び登録された民間施設(劇場, 音楽ホール, 能楽堂, 歌舞練場, ライブハウス, ギャラリー, イベントスペース等)で行うもの。

※登録施設の一覧はウェブサイトでご確認ください。



https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/rental_fee.html

- 音楽, 美術, 舞踊, 演劇, 伝統芸能など, 文化芸術基本法第8条から第12条までに掲げる文化芸術活動全般。

- 業種別ガイドライン等に基づき, 適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施するもの。
- 上演, 展示を主とし, 不特定の集客を目的とするもの(無観客配信等の実施を含む)。

※対象とならない事業例

ワークショップ・レクチャー・講演会等/学芸会・発表会・学会・式典など特定の者を対象としたもの/特定の宗教・政治を主たる活動とするもの/物品販売や会員等の勧誘を主な目的とするもの/京都市・京都府の主催事業/施設が企画し主催する事業

事業を実施する施設が施設一覧に掲載されていない場合は, メールにて事務局までご相談ください(京都市内の施設に限る)。

✉ ryoritsu@kyotoartssupport.com

※登録を希望する施設運営者は, 左記ウェブサイトより登録してください。

4 対象となる経費

- 対象経費は, 下表のとおりです。
- 同一施設での設営・リハーサル・撤収等を含みます。
- 補助金交付には, 領収書等及び支払い内容がわかる明細や請求書等の写しが必要です。

施設使用料	劇場・音楽ホール・能楽堂・歌舞練場・ライブハウス・ギャラリー・イベントスペース・その他文化芸術活動の発表を行う施設の使用料金(楽屋使用も含む)
附帯設備使用料	舞台・音響・照明・映像の設備及び機器使用料, 展示台やパーテーション・プロジェクター等使用料, インターネット回線等設備の使用料
	楽器・譜面台・演台・補助席・展示用品等備品の使用料
	施設管理者側のテクニカルスタッフ, 立ち会いスタッフ等の人件費 その他, 光熱費, ピアノ調律費用等

5 補助額

- 施設使用料及び附帯設備使用料の合計の1/2相当額。
- 上限は40万円(消費税込)/1日。
- 設営・リハーサル・撤収等を含めて, 最大5日まで。
- 1事業につき, 申請は1件限り。

※申請後に実施を中止した場合のキャンセル料は補助対象外です。

感染拡大防止等経費補助

1 概要

展覧会、実演芸術、映画撮影など、複数の者で行う文化芸術活動において、感染拡大防止を行うための経費の半額(上限50万円)を補助します。

2 補助対象者

京都市内を拠点に活動し、広く市民等に文化・芸術の鑑賞機会を提供する個人又は団体。

3 対象となる事業

以下の全てに当てはまる事業が対象です。

- 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に行うもの。
- 音楽、美術、演劇、舞踊、映画製作など、文化芸術基本法第8条から第12条までに掲げる文化芸術活動全般。
- 業種別ガイドライン等、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施するもの。

- 上演、展示など不特定の集客を目的とする発表(無観客配信等を含む)のために、市内において複数の者が参加して行う展示、公演、撮影、制作、稽古等。

※対象とならない事業例

ワークショップ・レクチャー・講演会等／学芸会・発表会・学会・式典など特定の者を対象としたもの／特定の宗教・政治を主たる活動とするもの／物品販売や会員等の勧誘を主な目的とするもの／京都市・京都府の主催事業／京都市・京都府が管轄する施設の主催事業

1 京都市内制作+京都市内発表



全て補助対象事業

2 京都市内制作+京都市外発表



市内部分のみ補助対象事業

4 対象となる経費

- 対象経費は、下表のとおりです。
- 感染症防止対策のための、アルコール消毒液等消耗品、対策スタッフ費等の追加経費、研修会や公演実施マニュアルの作成等が対象となります。
- 補助金交付には、領収書等及び支払い内容がわかる明細や請求書等の写しが必要です。

消耗品費	アルコール消毒液、フェイスシールド、手袋、受付用パーテーション、アクリル板、非接触型検温計、マスク等(申請者の財産となる備品(取得単価が50,000円以上で反復使用ができるものは対象外))
借損料(リース費)	消毒設備・空気清浄機・サーモカメラ等のレンタル料、撮影に使用する車両の追加リース費等
謝礼	感染症防止対応の研修会に係る講師謝礼、感染防止対策に係るアドバイザー費等(団体内部を含む申請者自身への支払いは対象外)
賃金	感染防止対策の取組のために雇用した臨時スタッフ人件費(申請者自身への支払い、常時雇用の人員は対象外)
雑役務費	公演実施マニュアル作成委託費、消毒作業等の外注委託費、新型コロナウイルスに関する検査費(抗体検査費を除く)

5 補助額

- 感染拡大防止等経費の1/2相当額。
- 上限は50万円(消費税込)/件。
- 1団体・1個人につき、申請は1件限り。

Q&A

ウェブサイトの「よくあるご質問」を必ず読んだ上で申請してください。

https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/



6 補助金の申請について

(1) 受付期間

令和2年10月19日(月)午前10時から令和3年2月28日(日)午後5時まで(郵送の場合は期間内の消印有効)。
但し、予算の上限に達した場合は受付を終了しますのでご注意ください。最新の状況はウェブサイトにてお知らせします。

(2) 申請から補助金支払いまでの流れ



ウェブサイトの「申請フォーム」にて申請してください。

https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/

※申請フォームは一時保存できません。あらかじめ下書きをしてから、コピー/貼り付けで入力してください。
※回線が混み合う場合がありますので、余裕をもって申請してください。
※審査結果及び支払額の確定通知はメールで送付します。ryoritsu@kyotoartsupport.comから送信されるメールを受信できるよう、ご自身の機器の設定(迷惑メールフィルターの設定など)をご確認ください。



オンラインでの申請が困難な場合は、下記へ郵送してください。持参提出不可。

(受付事務を下記事業所で取りまとめています)

〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル6F 株式会社KNTビジネススクリエイト西日本営業部「両立支援補助金」係

※封筒表面に「施設使用料等補助申請」または「感染拡大防止等経費補助申請」のいずれかを明記してください。

●申請から30日以内に審査結果をお知らせします。国(文化庁)、京都府、京都市等から、同一の事業に対しての補助金の交付を受ける(又は受ける予定)場合は、ご相談ください。重複する額を減額する可能性があります。

※補助金例

文化芸術活動の継続支援事業(文化庁)/京都府文化活動継続支援補助金(京都府)/京都市文化芸術活動緊急奨励金(京都市)/京都市文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金(京都市)

7 実績報告 及び 補助金の交付

●事業実施後30日以内に提出していただく、実績報告書及び下記の必要書類に基づいて精査し、交付額を確定します(千円未満は切捨て。交付額は申請額を下回る場合もあります)。確定通知後、ご指定の口座に振り込みます。

必要書類	■ 支払いを証明する書類の写し(①②共に)
	①領収書等 ②支払いの内訳が確認できる明細書・納品書・請求書等
	■ 事業実施が確認できる資料(チラシ、DM、パンフレット、実施記録写真等)

※領収書の宛名は、必ず申請者氏名(団体の場合は団体名)と一致させること。

※実績報告についてはウェブサイトをご確認ください。

●事業の大幅な内容変更や補助予定金額の30%以上の減額、中止をする場合は、あらかじめ必ず下記の窓口へ「変更届」を提出してください。

●審査結果を個別にお伝えすることはできません。

8 問合せ先

両立支援補助金係 [京都芸術センター/公益財団法人京都市芸術文化協会]

✉ ryoritsu@kyotoartsupport.com

☎ 075-213-0213(平日10時~17時※)

※電話でのご相談は10月12日より ※京都芸術センター臨時休館日/年末年始休館日(12/26~1/4)を除く

🌐 https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/

